

## 節水推進条例

Q-1	同一敷地内に2棟建築し運用上は別々に管理されるが確認申請上は1つの建物となるものは節水計画の対象か？	回答	確認申請上1つの建物であるため、2棟合計の面積で対象を判断します。対象建築物であれば雑用水の設置が必要となります。
Q-2	約1万㎡の商業施設の新築計画で、建設地に再生水の管がきていないようだが雑用水の設置義務はあるか？	回答	雑用水の設置が必要となります。再生水が利用できない場合は雨水か井水で計画することになります。
Q-3	節水対象になるホテルは、トイレの洗浄水にも雑用水を使用しなければならないのか？	回答	雑用水を使用する必要があります。
Q-4	対象外建築物として節水計画書を提出しているが、完了届等の手続きは必要か？	回答	対象外建築物であれば完了届を提出する必要はありません。
Q-5	ゴミ庫は倉庫として対象面積から除外できるか？	回答	ゴミ庫は除外できません。ただし、ゴミ庫が別棟になっている(建築確認申請書第4面で確認できる)と棟ごとに対象面積を判断するので、除外の対象となります。
Q-6	店舗(150㎡程度)付きの共同住宅で5000㎡を超えるが、節水計画書を提出しなければならないか？	回答	一部店舗を含み、基準面積が5000㎡を超える場合は、大型建築物として節水計画書の提出が必要です。なお、本件では、節水対象部分の床面積(店舗部)が基準面積に満たないため、(節水)対象建築物とはなりません。
Q-7	テナントが未定で給排水設計できないものはどうすればよいのか。	回答	完了検査までにテナントの給排水設備の施工を行う場合は、計画変更が必要です。また、完了検査後に、テナントにトイレを設置する予定の場合は、雑用水が供給できるよう計画していただく必要があります。
Q-8	オストメイトは上水としてよいか。	回答	シャワーは上水、汚物の洗浄水は雑用水を使用する必要があります。
Q-9	届出様式に押印は必要か。	回答	不要です。
Q-10	再生水が供給される地域を知りたい。	回答	道路下水道局下水道施設部施設管理課へご相談下さい。